

環境農政局公共事業評価検討会議作業部会の設置及び運営に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、環境農政局公共事業評価検討会議作業部会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 環境農政局公共事業評価検討会議（以下「検討会議」という。）の円滑な運営を補佐するため、検討会議の下に環境農政局公共事業評価検討会議作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 部会は、次の事項について検討し、検討会議に成果を提供するものとする。

- (1) 環境農政局所管の公共事業評価制度の改善に関すること。
- (2) その他、検討会議の円滑な運営に資する事項に関すること。

(組織)

第4条 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

- 2 部会員は別表に掲げる所属の職員をもって充てる。
- 3 部会長は総務室の部会員をもって充てる。

(部会)

第5条 部会は必要に応じて部会長が召集し、これを主宰する。

- 2 部会の議事は、部会員の合議により決するものとする。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、総務室が行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 「環境農政局公共事業評価検討会議作業部会員」

部会長		総務室
部会員	緑政部	自然環境保全課
		水源環境保全課
		森林再生課
	農水産部	農地課
		水産課